



FK 元弁護士の“ここがポイント”

ウクライナ戦争—公正で民主主義的な和平の実現を

深草 徹



4月5日、ウクライナ戦争の即時停戦を求める学者グループの宣言が発表されました。しかし、この学者グループの方々には、ウクライナのゼレンスキー大統領が、昨年12月15日、G20 首脳会議におけるビデオ演説で、以下の10項目からなる和平提案をしていることには目もくれていません。①放射線と原子力の安全、②食料安全保障、③エネルギー安全保障、④すべての捕虜と強制移住者の釈放、⑤国連憲章の履行と、ウクライナの領土保全と世界秩序の回復、⑥ロシア軍の撤退と敵対行為の停止、⑦正義（戦争犯罪を裁き正義を回復するための特別法廷の設置）、⑧環境破壊の防止、⑨ロシアによる再侵略の防止（キーウ安全保障協定への署名）、⑩終戦の確認（戦争の終結を確認する文書への署名）

これは、侵略戦争、環境破壊の最大の原因である戦争を否認・拒絶し、ウクライナと世界の平和と安全を確保し、侵害された国際法と国連憲章による平和的国際秩序を回復させようとするもので、公正で民主主義的な和平提案だと私は思います。

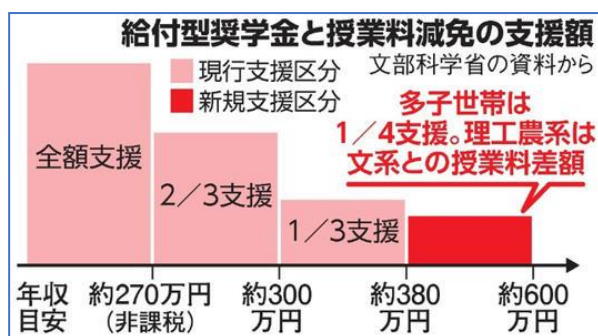
真に平和を求めるならば、即時停戦などと叫んでロシアの侵略と戦争犯罪に目をつぶるのではなく、この公正で民主主義的な和平提案の実現のために全力を尽くすべきではないでしょうか。

(深草憲法問題研究室主宰、九条の会ひがしなだ筆頭代表世話人)

「奨学金」 いやいや 「少額金？」

横林けんじ

〔給付型奨学金と授業料減免の支援額 朝日新聞社より〕



左の図は4月5日の報道です。

「奨学金など修学支援新制度」が発表されましたが、良くなったと理解できる学生がいるだろうか？

「コロナ過」学生たちの実態が分からないままの3年間でした。

4月に入り、笑顔溢れる入社式が行われているニュースが流れていますが、全国の大学の就職率は報道されていません。ましてや、大学出て中小零細企業で働く低賃金労働者の「奨学金」返済などの実態は明らかになっていません。

「全額支援」から「2/3」「1/3」更に減額というまさに「少額金」と言わざるを得ません。上の図はそのようにしか見えません。

4月5日記
(熟年者ユニオン 75 歳)

大江健三郎さんを追悼する

22023年3月22日「九条の会」事務局



「九条の会」呼びかけ人である、大江健三郎さんが、3月3日逝去された。

大江さんは2004年6月10日、井上ひさし、梅原猛、奥平康弘、小田実、加藤周一、澤地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の各氏とともに「九条の会」の呼びかけ人となられた。発足講演会の後、全国各地の地域・職場・学園で様々な「九条の会」が結成されるなかで、呼びかけ人が分担して3人ずつ各地域におもむき、出張講演会を行っていった。

大江さんは、「僕は講演は苦手なんだ」とおっしゃりながらも、巧みに要所で笑いを取りながら、子どもの頃の戦争の体験が、日本国憲法第9条を守り活かしたいという強い思いになっていることを語られた。そして同じ話は決してしないということをご自らに課しておられた。わかりやすい言葉で、深い思想を語られた。

「あの戦争が終わってすぐ、憲法をつくろうとした大人たちが、「希求する」と書いた。その「希求する」という言葉は、憲法にあり、教育基本法にあるということも、子供ながら私は知っていて、いいと思った。とくに、教育基本法にあるのは、子供にもよくわかるようだった。いまはもう改正された、あたらしい教育基本法にも「希求」という言葉はありますけれども、しかし、それを読んで、そこに真面目な、悲しそうなほど真面目なものはないと思う。私は、このことをよく考えてみたいといつも思っています。そうした感じ方が、私がどのように憲法を読むか、という流儀です。そして私の憲法の読み方には、文学的などころがあるとも思います」（「九条を文学の言葉として」、「鎌倉九条の会」主催、「憲法のつどい 2011 鎌倉」、2011.4.9）。

第一次安倍晋三政権による、2006年の「教育基本法」改悪に反対し、大江さんは何度も国会前集會にご参加された。子どもたちを戦争に動員するための、改悪教育基本法の中の「国を愛する態度」という愛国心教育路線を大江さんは強く批判していた。「戦後レジームからの脱却」を掲げた安倍政権は、改憲のための「改憲手続法」（国民投票法）を2007年5月に成立させた。安倍政権打倒を掲げた人々が国会を包囲した。大江さんもその中にいらした。

「九条の会」を結成した頃の世論調査では、「改憲」派が6割をこえていた。しかし2007年には、形勢を逆転させ、7月の参院選で安倍政権を大敗させ、9月26日辞任に追い込んだ。草の根からの市民の運動が、国会の野党と力を合わせれば、政治を変えることが出来ることを、大江さんをはじめとする「九条の会」の活動は明確に示したのである。その2年後、戦後初めて、総選挙において野党が過半数を得て政権交代が実現し、2009年9月16日、民主党と社会民主党、国民新党による鳩山由紀夫連立内閣が成立した。

先に引用した大江健三郎さんの講演の1ヶ月前の3月11日に「東日本大震災」が発生し、その対応に対する批判を背景にして2012年の年末に第二次安倍晋三政権が成立し、改憲策動を一気に強め、2014年に閣議決定だけで解釈を変更し、翌年「集団的自衛権行使」を前提とした、「安保法制」を強行する。

運動を強化するために「九条の会」は「世話人会」を創ることになった。愛敬浩二、浅倉むつ子、池内了、池田香代子、伊藤千尋、伊藤真、清水雅彦、高遠菜穂子、高良鉄美、田中優子、山内敏弘の11氏に世話人となっていただいた。今年3月6日に、数年ぶりの「世話人会」を開催し、5月28日午後、日本教育会館で「九条の会・全国交流集會」を開催することを決めた。

「世話人会」開催から数日後、大江健三郎さんの訃報が公表された。

5月28日の「大軍拡反対、憲法改悪を止めよう！九条の会全国交流集會—大江健三郎さんの志を受けついで—」は大江さんを追悼すると同時に、これからの「九条の会」の活動を発展させ、岸田文雄政権の改憲軍拡政治を止める一大決起の場にしていく決意である。

川崎重工過労自死事件に注目を 遺族を支え、働く者の権利守ろう

八木和也

川重で起きた過労自死事件の訴訟をご存じでしょうか。川重で勤めるエンジニア A が幼い子供二人と愛妻を日本に残して中国の合弁会社へ出向させられ、赴任 3 か月で自死に至った痛ましい事件です。A は、法令で義務づけられた海外赴任前の健康診断で肝機能障害などの疑いで要精査の診断が出ていましたが、川重は赴任前にこれを本人に伝えず、精密検査を受けさせませんでした。A は、同時期に同じ会社へ出向予定だったもう一人のエンジニアの赴任が延期となり、二人分の仕事を押し付けられます。A は、赴任後 3 週間で、自分は二人分の仕事はできないので、一人分の仕事を川重の方で引き取って欲しいとメールで懇請しました。が、川重は黙殺しました。A は、二人分の業務に精神を圧迫され、うつとなり、マンション 18 階から飛び降りて自死しました。海外での赴任は、メンタル不調となるリスクが非常に高いとされています。通訳を介した異文化の人たちとの仕事は高ストレスとなりがちですが、気軽に通える病院などなく、相談できる家族もいない場合が多いからです。川重は、すでに労災認定もおりているこの事件の責任をなぜか認めておりません。日本を代表する企業がこうした態度をとり続けることに私たちはただただ驚いております。必ず裁判で勝訴し、川重の誤った考え方を正したいと考えております。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

(川崎重工事件弁護団長、九条の会ひがしなだ世話人)

岸田政権 学術会議法改悪案 今国会提出見送り 広がる批判 政府追い込む

政府は 4 月 20 日、日本学術会議法改悪案の今国会提出を見送る方針を決定しました。

政府は、4 月 17 日、日本学術会議の総会に対して今国会提出をめざす日本学術会議法改悪案の条文を示していました。その内容は、学術会議の会員・連携会員以外の第三者が会員選考に関与するために新設する「選考諮問委員会」の委員について、首相が議長を務める総合科学技術・イノベーション会議の議員と、日本学士院の院長と協議の上、学術会議会長が任命すると明記。さらに法改正後 3 年と 6 年をめどに、組織のありかたを見直す法改正などを講じるとしており、会員からは「政府からの介入そのものだ」「民主主義を危うくするもので受け入れがたい。法制化されれば歴史の汚点になる」などの批判が集中し、18 日総会で政府に今国会への法案提出を断念し、開かれた協議の場を設けるよう「勧告」していました。



「勧告」を出すことを決議した日本学術会議総会

また、政府が昨年 12 月に法改悪方針を示して以降、学術会議の歴代会長 5 人や、日本のノーベル賞受賞者ら 8 氏が声明を発表、世界のノーベル賞学者 61 人も懸念を共有すると表明するなど国際的な批判も広がっていました。こうした声を受けて政府は「日本学術会議の理解を得られないまま閣議決定した場合、政府との決定的な決裂を招く恐れがある」と今国会提出を断念したものです。

憲法審査会での公明党の動向

3月20日の衆院憲法審査会で公明党が自民党の9条改憲条文案に反対した、と一部のメディアで話題になっている。公明は自民の条文案では、自衛隊の活動が際限なく拡大しかねないと警戒している、からだと「毎日」が報道。

公明の北川一雄副代表が次のように2点指摘した。

「第一に、自民党のたたき台案では、9条の2の1、「前条の規定は、」「必要な自衛の措置をとることを妨げず、」とあります。「妨げず、」は例外規定ではなく、あくまで9条の2項の範囲内にあることを確認する規定と述べられています。・・・（しかし）「妨げず、」の表現は、9条2項の例外規定と読まれる余地を残すことになり、賛成できません。

第二に、自衛隊という組織を憲法上明記することによって、憲法上の国家機関とされないのか、また、憲法72条で行政各部の一つとして位置づけられている防衛省の上位機関とみなされないのかということ。そのような誤解を与えないため、どのように表現すべきなのか、また、その意味でも憲法のどこに位置づけるのがよいのか、更に検討が必要と思います」。

「反対した」という表現が適切かどうかの問題はあるが、注目しておきたいことではある。(T)

(九条の会メールマガジン第390号(4月25日付)編集後記より転載)

催し案内

18周年記念のつどい

今こそ憲法「九条の挑戦」～外交によって平和を創り出す方法～

日時：5月28日(日) 14時～14時30分

場所：芦屋市民センター 401室(芦屋市業平町8番24号)

講師：布施祐仁さん(フリージャーナリスト)

参加協力費：500円

主催：芦屋「九条の会」

連絡先 090-7118-2312(片岡)

後援：芦屋市・芦屋市教育委員会

編集後記

統一地方選挙では、維新の会が全国的にも、兵庫県においても大幅に議席を増やす結果となった。

今後の憲法審査会において維新はどのような対応に出るのか。憲法改定の「旗振り役」を演じることは国民が望んでいることではないと思うがどうだろうか。(N生)



カンパの郵便振替口座

口座記号 00900-6

番号 217129

名義 九条の会. ひがしなだ